

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果と考え方

○合計69件の個人又は団体から御意見をいただきました。

○いただいた御意見とその御意見に対する考え方は以下のとおりです。なお、御意見を内容別にまとめているため、合計件数と一致しません。

○なお、今回の意見募集と直接関係しない御意見をいただいておりますが、お答えすることを差し控えさせていただきますのでご了承ください。

No.	寄せられた御意見の要旨		御意見に対する農林水産省の考え方
Ⅰ 総論			
	1 改正案全般について		
1	農地への太陽光設置を原則認めない制度への転換（同旨11件） 農地は食料安全保障の基盤であり、太陽光発電設備の設置に供されるべきではない。パネル下部での農業は収量・品質の低下や作業性の悪化を招きやすく、農地を発電用地として利用すること自体が食料自給率の向上に逆行する。「農業と発電の両立」を名目としつつも実態として発電事業者が優先され、農村景観・地域コミュニティ・伝統的農業が損なわれる事例があり、制度の趣旨と現実が乖離している。	今回の制度改正は、営農型太陽光発電を導入する際には適切な営農の継続が前提であるといった基本理念や、設備や販売実績等の明確な数値指標を定めること等により、ご懸念のように、優良農地の損失等につながる形で設備が導入されることが無いよう、適正化を図るものである。	
2	農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定制度を撤廃し、農地への太陽光発電設備設置を原則禁止とすべきである。特に食料生産上重要な優良農地への設置を認めない明確な制限を設けるべきである。本省令案は適正化を名目としつつ実質的に制度の推進を後押しするものであり、制度自体を撤回又は大幅に抑制すべきである。再生可能エネルギーの導入にあたっては、農地ではなく工場・倉庫等の屋根や既存施設を優先的に活用すべきであり、国産パネルへの限定など現場の実態を踏まえた政策立案が必要である。	営農型太陽光発電は適切に取り組む限りにおいては、農業経営の改善にもつながる手段の一つと考えており、厳格に制度を運用していくとともに、農業との両立が図られる取組については適切な導入を促したい。	
3	再エネ賦課金の不透明性・制度設計の問題への批判（同旨5件） 1. 再エネ賦課金及びコスト評価のあり方 再エネ賦課金がなければ事業として成り立たない現状は、太陽光発電がいまだ実用化の域に達していない証拠である。また、賦課金の使途が国会答弁においても不明瞭とされることは異常であり、少額の給付金に厳格な手続を求める国民への対応と矛盾している。 再エネ推進に伴う国民・中小企業への経済的圧迫を回避するため、再エネ賦課金総額及び電気料金上昇に上限値（キャップ）を設定すべきである。 さらに、太陽光発電のコスト評価においては、単体の発電単価（LCOE）のみならず、バックアップ電源の維持費用・蓄電池導入費用・送電網の増強・整備費用といった統合コスト（System Cost）を厳格に算出し、国民負担に与える実質的影響を反映した評価軸に修正すべきである。 2. 制度設計・政策決定プロセスへの懸念 高市総理がFIT制度の見直しに言及していたにもかかわらず、本政策が国民の意向に反する方向性にあることに懸念を示す。 営農型太陽光発電の制度設計が当初から不十分であったため、問題が顕在化してから後手に回る対応となり、一部事業者による「早い者勝ち」「やった者勝ち」といった不適切な行為を助長してきた。政治は特定の有力事業者への便宜供与ではなく、経済的に弱い一般国民を救済する役割を果たすべきである。	近年では、需要家と直接契約する方式や自家消費等により、FITに依存しない形での参入も見られており、営農型太陽光発電は再エネ賦課金やFIT制度を前提としたものではないと考えている。 今回の制度改正は、営農型太陽光発電を導入する際には適切な営農の継続が前提であるといった基本理念や、設備や販売実績等の明確な数値指標を定めること等により、適正化を図るものであり、ご意見を踏まえ、不適切な取組には厳格に対応しつつ、適切に制度を運用してまいりたい。	
3	過度な規制ではなく普及促進（同旨11件） 1. 過度な規制の回避と再生可能エネルギー普及の優先 厳しい条件を撤廃し、省エネルギーと再生可能エネルギーの普及を最優先で進めることで、地球温暖化を食い止めることを目標とすべきである。 営農型太陽光発電は地域農業の維持と再生可能エネルギーの普及を両立させる重要な取組であり、その基本理念に賛同する。しかし、「収量を減らすな」「収益を減らすな」「すぐに撤去できる構造にしる」といった条件は現実的に厳しすぎ、再生可能エネルギーの普及促進という政策の意図と矛盾しており、今回の省令改正が営農型太陽光発電の普及を阻害する可能性が懸念される。資源が少ない日本において再生可能エネルギーは特に貴重であり、気候変動対策の推進に逆行することのないよう、過度な規制を避けるべきである。 2. 規制中心ではなくインセンティブ・支援による誘導 不適切な事例に対する指導は必要としつつも、単なる規制だけでなく望ましい形への誘導を促すインセンティブ制度を重視し、相談支援体制の充実や手続の分かりやすい運用を進めることで、継続的に適切な営農を行っている事業者が取組やすい制度設計とすべきである。設備整備計画認定制度は、適切な営農の確保と地域と調和した持続可能な営農型太陽光発電事業を促進するものとして、地域・農業経営の実情に応じた公平な運用が求められる。 3. 脱炭素・熱中症対策の観点からの推進 農山漁村における再生可能エネルギーの導入は、日本の脱炭素目標達成に向けて今後さらに促進すべきである。とりわけ営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）は、山林破壊を伴うメガソーラーとは本質的に異なり、農業と再生可能エネルギーを両立させる取組として、脱炭素社会の実現に不可欠な重要な手段である。また、近年深刻化する熱中症被害の抑制という観点からも、再生可能エネルギーの普及促進は急務である。 4. 総合的・多面的な意義を踏まえた評価と推進 近年の気候変動により農林漁業の収量・収益が激減している中、営農型太陽光発電は農業者の収入安定化と農産物生産の両立を可能にする画期的な取組であり、再生可能エネルギーによる収入補填は農業経営を支える重要な手段となっている。 その評価にあたっては、農業部分の損得のみで判断するのではなく、温暖化対策・食料生産の安定化・地域農業の振興・災害時のレジリエンス向上など、太陽光発電と農業の協調がもたらす総合的な利益を考慮すべきである。 また、営農型太陽光発電は、耕作放棄地・荒廃農地の再生、農業の担い手確保、地方創生、さらにはエネルギーと食料の安全保障という日本が直面する主要課題の解決に資する両立策でもある。今回の制度見直しにおいては、こうした多面的な意義を十分に踏まえ、営農型太陽光発電を推進する立場に立った制度設計を強く求める。	現時点ではインセンティブ制度等の導入予定は無いものの、ご意見を踏まえ、不適切な取組への厳格な対応とともに、農業と両立する望ましい取組については適切に導入が図られるよう推進してまいりたい。	
	2 施行時期について		
1	基本計画作成の十分な検討期間の確保（同旨2件） 1. 施行スケジュールへの懸念 令和8年9月末以降という施行スケジュールは、自治体に基本計画の作成を求めることの困難さや、改正基準が営農に与える影響の大きさを踏まえたと拙速に過ぎるため、ゼロベースでの再検討を求める。 2. 経過措置期間の不十分さ 現行案が定める4か月間の経過措置期間は、基本計画の策定に要する実質的な期間と整合しておらず、自治体が基本計画を策定し合意形成を行うには到底不十分である。このままでは多くの地域で新規事業が停滞し、営農型太陽光発電事業が事実上廃止状態に追い込まれるおそれがある。 3. 求める対応 経過措置期間については、最低1年、あるいは少なくとも2年間の猶予期間を設けるべきである。また、市町村基本計画の策定・公表が完了するまでの間は、従来の農地法単独ルートの適用を継続することを求める。	農山漁村再生可能エネルギー法の施行規則及び告示の施行については、ご指摘の通り「令和8年9月末以降」としているが、これらは内容の性質から市町村が基本計画の策定等に速やかに着手する上で必要な施行スケジュールとなっているものである。 設備の許認可に関わる農地法施行規則の施行時期については、令和9年4月1日の施行としており、基本計画の策定が4月の農地法施行規則の施行期日までに間に合わない市町村において、施行から4か月間は農地法に基づく一時転用許可申請を行うことを可能とする経過措置を講じるものとしているところ。 ご意見を踏まえ、制度の移行に向けて基本計画の雛形や執務参考資料を早急に整備するとともに、説明会の開催等を通じて基本計画の策定を支援してまいりたい。	

Ⅱ 農地法		
1	農地法単独ルート廃止問題の指摘と代替案の提示（同旨2件） 1. 問題の現状 地価の安い農地において、高齢の認定農業者を不適切に利用したり、農業法人を設立して放置するなど、不適切な営農型太陽光発電事業が多く見られる。 2. 規制手法への提言 こうした不適切事業を効果的に規制するためには、ほとんど活用されていない農林漁村再生可能エネルギー法ではなく、一時転用許可を付与する農地法の許可基準を直接厳格化すべきである。農林漁村再生可能エネルギー法による規制にとどまる限り、事業者が法の抜け穴を見つける余地が残るため、農地法による直接的な規制強化が不可欠である。	望ましい営農型太陽光発電事業の推進に当たり、適切な営農の継続を大前提とするほか、農業者の所得向上や地域との共生も担保される必要がある。そのため、農地法のみならず、農業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない旨が基本理念として定められ、また、農地転用のワンストップ申請の特例が措置された農山漁村再生可能エネルギー法を活用した一時転用許可の仕組みとすることが適当と考えている。
2	既存設備への適及適用と国の関与強化 既存の営農型太陽光発電施設に対しても新規設置と同様に販売実績等の要件を課し、適切な営農を担保すべきである。また、不適切事業に対する速やかな是正や原状回復命令の発出が十分でない現状を踏まえ、国が許可権者や転用事業者へ直接指導するなど、国の関与を強化すべきである。	既に建てられている設備については、引き続き農地法で規律していくこととしているところ、今後、営農に係る基準は厳格化していくほか、以下の事項等について国による取締りも強化していく考えである。 ・許可権者による勧告・命令の判断基準の明確化 ・勧告後に改善がない場合は再許可しないとの判断基準の明確化 ・撤去費用のチェック強化等のため、再許可の期間を短縮することの明確化
Ⅲ 再エネ法		
	1 全般	
1	優良遵守事業者への手続簡素化等のインセンティブ（同旨3件） 質の高い営農型太陽光発電を促進するため、税額控除・許可期間延長・手続簡素化等のインセンティブを導入すべきである。適切な営農と報告を継続し法令違反のない優良遵守事業者については、認定期間満了時の再認定手続を迅速かつ簡素化（ファストトラック）することで、行政の監視リソースをリスク案件へ重点配分できるようにすべきである。また、制度を許認可制ではなく優良事例を促進するインセンティブを伴う総合得点評価制度とすることも提案されている。一方、事業者が複数箇所でも同時に営農型太陽光発電事業を行うことを規制し、一箇所ごとの実績を積んでから次の事業を認める制度とすべきである。	今後の制度設計に関する参考とさせていただきたい。
2	新規参入者・知見の少ない自治体への配慮（同旨6件） 1. 現行制度の問題点 現行案では、単収見込みの記入方式が不明確であるため適切な営農の担保が困難であるほか、遮光率基準に作物ごとの具体的な判断指標が設けられていない。また、「単収」のみを評価指標とすることで新規就農者等が事実上排除され、農業分野における人材確保を阻害するおそれがある。 2. 手続・運用上の懸念 設備整備計画の認定・報告・更新等の手続が複雑化することで、地域の農業者や小規模事業者にとって営農型太陽光発電への参入が困難になることが懸念される。特に、煩雑な書類提出や毎年の報告義務は家族経営農家や中小事業者を疲弊させ、結果として大資本の事業者のみが対応できる制度となりがかねない。 3. 求める対応 適切な営農の確保と地域との共生を前提としつつも、地域主体の事業者や農業者に過度な負担が生じないよう制度を運用することが求められる。また、新規参入者向けに手続の簡素化とわかりやすい説明を整備するとともに、相談支援体制を構築することが必要である。さらに、営農型太陽光発電の知見が少ない自治体も含め、申請手続が参入障壁とならないよう制度設計を見直すべきである。	ご意見を踏まえ、記載要領等の参考資料を整備することにより、運用を明確化するとともに、相談窓口等を通して地方公共団体や事業者に必要な支援を行ってまいりたい。
3	農業委員会の関与強化と立入検査の実施 継続的な適切な営農を担保するため、毎年の実施状況報告書の提出義務化を評価し、報告の未提出や記載内容と実際の農地の状況に乖離が疑われる場合は、市町村や農業委員会による定期的な立ち入り検査を実施し、指導・認定の取消しを迅速に行える仕組みを徹底することを求めます。	ご意見を踏まえ、適切に営農が行われない場合の認定取消、原状回復命令に至るまでの手続を明確化し、制度の実効性を確保してまいりたい。
4	農業委員会への問い合わせ集中防止のための周知徹底 新制度では基本計画の作成や申請審査の担当部署が変更されるものの、引き続き農業委員会に相談が寄せられる可能性があるため、業務圧迫が継続する懸念があり、事業者に対して新制度の周知をお願いしたい。	ご意見を踏まえ、適切に新制度の周知を行ってまいりたい。
5	標準処理期間・手続フローの提示（同旨2件） 設備整備計画の認定に係る標準処理期間の目安を提示し、申請から認定までの標準的な手続の流れと各段階の所要期間を通知等で具体的に示すべきである。特に他の機関における手続に要する期間が市町村の処理期間に算入されないことを明確にすべきである。また、セーフガード規定においては事業者の申請権を明示し、知事が一定期間内（標準30日以内）に協議結果を事業者へ通知する義務を明記することで、事業者の権利を保護すべきである。	収穫までの年数を基準に置いているのは、育成に年数がかかる作物において十分な営農の実績が見られないなかで適正化を図る趣旨であるが、複数年の試験栽培結果等から十分な科学的根拠が示される場合には、市町村が農業・農村の振興の方針や経営形態の特色・多様性に応じて基本計画に特例を設けることも可能としており、こうした特例の措置も合わせて活用することで、新たな取組の可能性を排除することがないよう適切に制度を運用してまいりたい。
6	責任主体と補償方法の明確化・費用転嫁の禁止（同旨7件） 1. 撤去・原状回復費用の転嫁防止 発電事業者の撤退や倒産が生じた場合に、撤去費用や原状回復費用が土地所有者や営農者へ転嫁されないことを制度上明確にすべきである。 2. 設備設置者と営農者が異なる場合の営農者保護 設備設置者と営農者が異なる場合、契約上・経済上の力関係により農業者側が不利益を被ることのないよう配慮が必要である。設備の故障、事故、撤去、事業終了等によって農業者に損害が生じた際の責任主体と補償方法を明確化し、農業者の権利保護を制度的に担保すべきである。 発電事業者と営農者が異なる主体による共同申請においては、発電設備の保守管理・事故時の損害賠償・撤去費用等の事業者側の責任が営農者に波及することへの懸念がある。不当な連帯責任や原状回復義務が農業者に及ぶことは、農業者が連携を躊躇する要因ともなりかねない。このため、営農者の法的責任範囲を明確に限定し、過大な連帯責任が及ばない制度的保障を設けるべきである。	今回の制度改正においては、営農型太陽光発電設備を撤去するのに要する費用を設備の設置者が負担することを誓約する書面の添付を求めるものとしているところ。 ご意見を踏まえ、撤去時の対応について明確化し、適切に制度を運用してまいりたい。
7	食料安全保障・中国製品排除・減税の観点からの反対（同旨11件） 1. 食料安全保障の最優先 本改正案が「適切な営農の継続」と「農地の食料生産基盤としての機能維持」を掲げる方向性には賛同する。ただし、農地は一度生産機能が損なわれると容易に元に戻せないため、発電事業の継続よりも「営農の継続」と「農地の保全」を制度上明確に優先すべきである。営農型太陽光発電はあくまで「農業が主であり、発電は従」であるという原則を明確にし、発電事業の収益性ではなく持続可能な農業を第一とし、その営農を妨げない範囲で発電設備を設置するという原則を制度上明確化すべきである。 本改正は、営農型太陽光発電を拡大するための規制緩和ではなく、農業を守り不適切な事業を排除する実効性ある制度とすべきである。農山漁村の活性化は、発電事業による農地減少や地域住民へのリスク負担ではなく、地域の農業・漁業の持続可能性を優先して実現すべきであり、食料安全保障を最優先とした制度設計への見直しが必要である。 そもそも農林水産分野における太陽光発電設備の設置は食料主権の喪失につながるため反対する。再生可能エネルギー導入にあたっては農地利用を安易に正当化せず、まず住宅・工場・倉庫・公共施設・既存の人工構造物など、農地や森林を破壊しない場所を優先すべきである。 政策見直しにあたっては、導入容量の拡大や数値目標達成だけでなく、国民負担の低減・電力系統の安定供給・サプライチェーンにおける人権適合性・将来的な地域環境と安全の確保を重要な判断基準とすべきである。 2. 中国製品（懸念国製設備）の排除 重要インフラ保護の観点から、特定国（懸念国）製の設備や制御システムへの依存によるサイバーセキュリティリスク及び供給途絶リスクを適切に評価し、明確な制限規定を設けるべきである。太陽光パネル・関連設備の大半が中国製である現状において、強制労働問題・品質及び耐久性の懸念・サプライチェーン依存・サイバーリスクが指摘されており、認定申請を容易にすることは中国製製品の大量導入を促進することになる。 設備整備計画の認定申請時には、使用製品の原産地・製造企業の国籍・資本構成を明示させ、中国製（中国企業製を含む）の場合は認定不可とすることを必須要件とし、日本製又は友好国製を優先する規定を設けるべきである。 3. 減税（行政コスト削減）の観点 申請書類の追加や記載事項の増加は、事業者・市町村・農林水産省双方の事務負担と行政コストを増大させ、これらは最終的に税金や電気料金として国民に転嫁される。減税の観点から容認できない。推進を前提とした「適正化」ではなく、推進自体を抑制することで、不要な行政コストを削減すべきである。	ご意見の通り、農山漁村再生可能エネルギー法の基本方針において、営農型太陽光発電は適切な営農の継続を前提とした制度であること等を明確化しているところ。 ご意見を踏まえ、食料安全保障の妨げとなる不適切な設備が導入されないよう、制度の実効性を確保してまいりたい。
8	外国資本による農地買収リスクを理由とした制度廃止（同旨7件） 本制度が外国資本による農地買収や「農業の名を借りた太陽光発電の拡大」を許容・温存するものであるとして、制度自体に強く反対する。外国資本による農地買収は日本の国土の植民地化と変わらず、食料自給率の低下や食料供給リスクの増大につながるため、そのリスクを防ぐことは困難である。農地が発電事業の収益源として長期利用されることについて、所有者・事業者の国籍や資本関係も含め、国がより厳格に把握・管理すべきであり、制度の撤廃を求める。	今回の制度見直しは、適切な営農の継続が前提であるといった基本理念や、設備や販売実績等の明確な数値指標を定めること等により、外国資本の関与に関わらず、食料安全保障や優良農地の確保等の妨げとなる形で営農型太陽光発電が導入及び拡大されないよう、適正化を図るものである。 営農型太陽光発電は適切に取り組み限りにおいては、農業経営の改善にもつながる手段の一つと考えており、厳格に制度を運用していくとともに、望ましい取組については適切に推進してまいりたい。

	科学的根拠のない計画の一律不許可と厳格なペナルティ（同旨3件） 発電目的のダミー農業を防ぐため、単収見込みの根拠や生産・販売実績、収支見込みの詳細な記載を義務付けるとともに、パネル下での栽培に適した作物・構造に関する科学的根拠の提示を許可の要件とし、提示できない計画は不許可とすべきである。審査においては農業委員会の意見を十分に反映させ、虚偽記載や実態のない計画が発覚した場合には即座に認定を取り消すなど厳格な措置を講じる体制の構築が必要である。また、安全確保や費用確保に関するルールを遵守しない事業者に対しては、厳しい罰則を科し、今後の事業を認めない対応を取るべきである。	ご意見を踏まえ、厳格に制度を運用することにより、制度の前提である農業との両立を確保したい。 見直し後の制度では、国が基本方針に明記した設備や品目に関する認定基準を満たすものや、科学的根拠に基づき基本計画に位置づけられた特例を満たすもの以外は許可が得られない仕組みとなっており、制度を適切に運用することにより、発電を優先し、形式的に営農を装うばかりの取組が認められることがないよう適正化を図りたい。
	2 基本理念実現のための設備の形状・実施の形態	
	新規就農・耕作放棄地再生等への柔軟な基準設定（同旨20件） 1. 遮光率・収量基準の柔軟な運用 現行の「収量減少のおそれなく」という要件や遮光率30%未満という一律の数値基準は、近年の気候変動の実態を十分に反映していない。高温化・強日射化が進む中、ソーラーパネルによる遮光が酷暑対策として有効に機能し、収量の維持・増加につながるケースも生じている。こうした実態を踏まえれば、一定の遮光率や収量変動を一律に否定することは適切ではない。 つきましては、以下を強く要望する。 遮光率や収量基準について、作物の特性や地域の気候条件を踏まえた柔軟な運用を認めること 酷暑対策など気候変動への適応を目的とする場合には、一定の収量減少を許容する仕組みを設けること 設備整備計画・営農計画の策定において、地域の主体性と多様性を尊重した柔軟な制度運用を明確に位置付けること 地域の実情に即した制度設計により、営農型太陽光発電が農業振興と再生可能エネルギー普及の両立に真に貢献できる仕組みの構築を求める。 2. 全国一律基準の限界と地域の実情に即した制度設計 日本の農業は地域ごとに気候・作物・営農形態が大きく異なるため、全国一律の基準による運用には限界がある。既に地域計画において営農型太陽光発電の設置が困難な状況が生じており、農林漁村再生可能エネルギー法に新たな基準を設けるだけでは実効性が伴わないおそれもある。 現行の省令案は形式的な書類手続の増加にとどまり、自然を相手とする農業において日照不足等の影響を適切に評価できず、継続的な適正営農の担保が困難である。収穫に時間を要する作物では1年目の単収見込みのみでは根拠として不十分であり、認定基準は営農継続の実効性を確保する観点からさらなる見直しが必要である。 遮光率や日射量の評価・単収の基準については、全国一律ではなく、地域の気象条件・作物特性・土壌条件等を考慮した実証データに基づく総合的な判断が必要である。必要な作業空間も作物・農地の規模・地域の実情によって異なるため、中山間地域や大規模ほ場など多様な状況に対応できるよう、地域の実情を踏まえた説明を記載できる柔軟な制度設計とすべきである。 3. 技術基準（遮光率・仕様指定）の見直し 現行の「遮光率原則30%未満」という基準については、自然エネルギー財団の報告においても指摘されており科学的根拠が不十分であり、実態に即さない一律規制となっている。作物の種類や地域の気候条件によっては30%を超える遮光が適切な場合もあることから、本基準は撤廃し、科学的知見と現場の実態を踏まえた慎重な再検討を行うべきである。 「最低地上高おおむね3m以上、通路幅おおむね4m以上」という仕様指定についても、個別の営農実態や使用する農業機械、作物・栽培方式の多様性を考慮しておらず、コストの不必要な高騰を招くおそれがある。一律の数値基準を撤廃するとともに、実際の使用機械や作物・栽培方式に応じた柔軟な設定を認める特例や個別審査の仕組みを設けるべきである。 技術基準の設定にあたっては、日照条件・作業性・農業機械の通行等に支障が生じないことを確保しつつ、科学的根拠に基づき、地域や営農の実情に応じた柔軟な運用が可能となる明確な基準を改めて整備することを強く求める。 4. 生産・販売実績要件（年間50万円以上）の撤廃・緩和 営農型太陽光発電において、営農者の生産・販売実績を要件とすべきではない。営農型太陽光発電は第一次産業全体の経営を下支えする役割として位置付けるべきであり、「年間50万円以上の生産・販売実績」要件は新規参入者や中小規模事業者のチャレンジを阻害し、大規模事業者のみに参入を制限するため、撤廃すべきである。 同要件及び品目・収穫時期の要件については、新規就農者、小規模農家、中山間地域・離島、長期栽培を要する果樹などの特性に配慮し、段階的な確認方法や特例措置、柔軟な運用を認めるべきである。新規就農者・小規模農家・気象条件の影響を受けやすい地域では達成が困難な場合があるため、地域性や営農状況を考慮した柔軟な設定とすべきである。 5. 新規参入者への配慮と審査基準の考え方 収量実績や単収のみを重視する評価基準は、農業を真摯に営みながら再生可能エネルギー事業を並行して行おうとする新規参入者の事業参入を実質的に阻害するものであり、反対する。 販売実績や単収見込み等の厳しい参入基準は、農業のプロ以外の新規参入を排除するだけでなく、営農協力金等を活用して就農を希望する新規就農者など、営農に真摯に取り組んでいても効率的な収量確保が難しい者を一概に排除することにつながる。人材確保に苦慮する多くの市町村においても深刻な影響が懸念される。また、過度に厳しい基準は最低限のクリアのみを目的とするモラルハザードを誘発するリスクもある。 営農計画の審査にあたっては、「過去に地域で同じことが行われていたか」という前例主義的な判断基準ではなく、「計画された営農が現実になり、継続できる合理的な根拠があるか」を判断基準とすべきである。新規参入者が意欲を持って農業と再生可能エネルギー事業に取り組める制度設計への見直しを強く求める。 6. 収穫時期・栽培期間要件の見直し 「毎年収穫可能な品目。やむを得ない場合でも3年以内に計画収量を確保できること」という要件については、果樹・コーヒー・マコモダケ・薬草・茶等の多年生作物、及び生物多様性保全・炭素貯留・6次産業化等に資する作物への適用を除外するか、品目別に「栽植から経済的収量までの標準年数」を明記した別表を設けるべきである。 耕作放棄地の再生や新たな営農では土づくり等に時間を要するため、3年以内の収穫量確保や初年度からの収穫を求める要件は現実的ではないケースがある。土壌再生に必要な時間を考慮せず期間を一律に制限することは化学肥料への依存を促し環境政策とも矛盾するため、期間制限の削除、又は営農計画や改善状況も評価対象とする柔軟な制度設計とすべきである。	これまでの制度においては、具体的な数値指標が十分でないこと等により、営農に支障を生じさせる設備が導入されてしまい、農業との両立が図られない取組が拡大していたため、今回導入する設備等の具体的な数値指標を設けることとしたものである。 一方で、作物や設備の特性に合わせて、十分な科学的根拠に基づき基本理念の着実な実現が確保される場合には、設備の形状・実施の形態について、基本計画に特例を設けることができるものとしているところ。 こうした特例も合わせて活用することで、新たな取組の可能性を排除することがないよう適切に制度を運用してまいりたい。
	2－1 営農に関すること	
	「一般的な販売ルート」の定義欠如と多様なチャネルの許容 「一般的な販売ルート」に関する解釈・適用基準、及び「定期的取引」を判断するメルクマールをQ&A又はガイドラインとして、本則公布と同時に全都道府県・市町村・農業委員会向けに明示し、自治体ごとの判断のばらつきを回避する必要がある。 営農型太陽光発電の望ましい取組要件として示された「一般的な販売ルートが確立していること」という文言は、中山間地域や6次産業化を実践する地域における直売所、オンライン販売、契約栽培などの多様なチャネルを考慮すると地域の実態に合わないため撤廃し、「地域において定期的に取引が行われている」などチャネルを限定しない表現に改めるべきである。	一般的な販路に関する認定基準は、あくまで設備下での栽培に取り組む品目について、地域で一般的な販路が確立しているかを確認する趣旨であり、その上で実際の販売方法としてオンライン販売等を排除するものではないが、この点も含め、運用のばらつきを生じないよう、執務参考資料において明確化を図りたい。
	収量減少許容幅の厳格化（5%程度）と発電収入優位案件の審査（同旨2件） 栽培実績がある営農者に限定する改正案については、不適切事案の防止につながるものとして評価され、早期の施行が求められる。収穫量の減少許容については、現行の2割から5%程度までに厳格化するとともに、その妥当性を示す客観的資料の提出を義務付けるべきである。また、認定段階において発電事業への依存が強い事例を排除するため、より厳格な確認を行うべきであり、発電収入が農業収入を上回る案件については、営農型太陽光発電の趣旨との整合性を慎重に判断すべきである。	今回の制度改正においては、販売実績等に加え、発電事業者から営農者等に対し、適正な利益還元を行うこと等を認定基準として位置づけることで、営農型太陽光発電の趣旨に沿った取組の適切な導入が図られるよう、適正化を図るものとしているところ。 収量の減少については、現行制度からさらなる厳格化を行うものではないが、客観的な数値指標を設けることで不適切な設備が導入されないよう、制度の実効性を確保してまいりたい。

2－2 営農型太陽光発電設備に関すること		
	遮光率算定方法の標準化（技術的観点） 遮光率・日射量・作物品質の測定基準について、統一的な測定方法と第三者確認の仕組みを整備すべきである。日射量の減少率については、測定地点の配置・密度・測定期間・頻度・実測かシミュレーションかの別・シミュレーションの標準的手法・パラメータを標準化すべきである。遮光率の算定方法については分子・分母の定義を明確にし、周辺環境配慮のために一部に設備を設置する場合には分母を「設備直下の農地面積」ではなく当該農地全体の面積とすることを明記すべきである。既存の算定方法では周辺配慮を行った事業者ほど不利な評価となる可能性があるため、適切な定義の見直しが必要である。 1 可動式設備については、角度が変化するため静的な算定では実態に合わず、基準状態（水平時・最小遮光時・稼働実績加重平均等）の考え方と算定手法を固定型とは別に定めるとともに、指標の選択基準を明示すべきである。遮光率での判定が困難な設備類型（垂直式・可動式等）についても、いずれの指標により記載するかを選択基準を明確にすべきである。様式の記載事項を基本方針の用語と整合させ、「支柱の高さ」「最低地上高」「通路の幅となる間隔」の定義及び測定方法（起点・終点、可動式で基準とする状態）を記載要領において図示を含めて明示すべきである。また、山間部や小区画農地など地域特性に配慮し、地域特例として遮光率の緩和を検討すべきである。	遮光率の計算方法等については、ご意見を踏まえ執務参考資料において明確化を図りたい。
	観葉植物の積極的な推進 1. 制限の問題点 営農型太陽光発電設備の投影面積（遮光率）制限は、観葉植物を排除することを狙いとしているとみられるが、農地の有効活用とエネルギー自給率向上の観点からは不要な規制である。 2 求める対応 グリーンEXPO2027の政府展示においても観葉植物が主体となっていることを踏まえ、日本政府は投影面積の割合制限を設けることなく営農型太陽光発電を推進すべきであり、特に観葉植物を含めた営農型太陽光発電の積極的な推進を強調すべきである。	御懸念については、作物や設備の特性に合わせて、十分な科学的根拠に基づき基本理念の着実な実現が確保される場合には、設備の形状・実施の形態について、基本計画に特例を設けることができるものとしているところ。 また、栽培する作物を制限するものではないため、観葉植物であっても導入することは可能な仕組みとしているところ。 観葉植物を強調することは現時点で考えていないものの、望ましい取組は推進してまいりたい。
2－3 地域との共生に関すること		
	利益還元の透明性確保 1 営農者等への利益還元について、金銭給付に限らず多様な還元方法を明示し、その内容や算定方法、支払時期、見直し条件、地域還元内容を透明性のある形で記録・報告する仕組みを義務付けるべきである。	ご意見を踏まえ、農業経営の改善や地域農業の維持に資する取組として、直接的な金銭給付に限らない多様な還元方法について、記載方法を明確化したい。
	協議会未設置地域における代替手続の明確化 協議会未設置地域における取扱いの明確化を求める。 農山漁村再エネ法に基づく協議会が設置されていない市町村も少なくない。代替となるものが示されなければ、地域によって求められる手続が実質的に異なる。また「地域との共生」の充足性は定量的な判断が難しく、判断の考え方が示されなければ、市町村ごとに求める手続の水準が大きく異なる。 協議会が設置されていない市町村における取扱い（地域計画の協議の場、農業委員会、集落座談会等の位置付け、代替となる手続）を明確にすること。 2	協議会を設置していない場合においても、協議会と同等の関係者が集まる会議体での協議を経て関係者の意見を取り入れることで、基本計画の作成等を行うことは可能と考えているところ。 ご意見を踏まえ、協議の進め方等の取扱いの明確化を図りたい。
	合意形成手続の明確化（参加対象・判断基準・記録・公開）（同旨7件） 営農型太陽光発電と地域計画を関連付けることで、地域計画の運営会議において反対意見が形骸化し、地域計画自体の推進にも悪影響を及ぼすおそれがある。「地域との共生」を実質的なものとするためには、単に協議を行ったという事実の確認にとどまらず、農業者・農業委員会・土地所有者・周辺住民等に対する十分な説明と意見聴取が行われたことを担保する仕組みが不可欠である。 合意形成手続については、参加・意見聴取の対象、提示すべき資料、検討事項、合意判断基準、記録・公開方法を制度上明確に規定すべきである。 3	ご意見を踏まえ、適切な合意形成が図られるよう、協議する際の確認の視点や手続の流れ等について明確化を図り、制度の実効性を確保してまいりたい。
2－4 特認制度について		
	根拠書類の多様化（公的機関データ・専門家意見の追加）（同旨4件） 営農計画の審査に用いる資料については、地域の統計や既存の栽培実績のみに過度に依存せず、公的機関による実証データ・農業試験場や大学等の研究結果・農業専門家の意見書・類似地域のデータ・営農者自身の複数年にわたる客観的データ・民間の試験・研究結果など、合理性が確認できる多様な客観的資料を根拠書類として認めることで、地域で前例のない高付加価値作物や先進的技術の導入を阻害しない柔軟な審査を可能にすべきである。また、可動式太陽光発電設備の適合性証明にあたっては、現行の様式では結果のみが求められ検証に必要な詳細情報が不足しているため、具体的な技術情報を含む任意の添付資料の提出を明示的に認めるべきである。 1	営農計画書における収支見込みについては、作物の販売金額と発電収入や営農協力金の記載欄を分けているが、ご指摘の通り制度の形骸化につながらないよう、適切に運用してまいりたい。 また、可動式太陽光発電設備の場合、シミュレーション等により遮光率ではなく生育期間中の日射量の減少量等を算定したものを提出いただくことを想定しており、詳細は今後執務参考資料により明確化してまいりたい。
3 基本計画作成に関すること		
	基本計画作成義務の見直しと国による支援（同旨8件） 1. 市町村による基本計画の作成義務付けの見直し 市町村による基本計画の作成義務付けについては、営農型太陽光発電の事例が少なく、自治体に知見が十分に蓄積されていない現状では計画作成が進まない懸念がある。また、営農者にとってもハードルが高く、参入障壁をいたずらに高める可能性があるため、見直しを求める。 仮に義務付けを行う場合には、国及び都道府県が積極的な理解醸成と計画作成支援を行うとともに、自治体による不当な拒否を防ぐための明確な評価基準やガイドラインを示すべきである。 2. 自治体の審査・監督事務に係る負担増大への懸念 1 本省令案は、詳細な営農計画書の提出と毎年の実施状況報告を義務付けることで、市町村による継続的な農業経営監督を制度化するものであるが、認定申請書の内容確認や毎年の報告対応は、自治体にとって負担増大の懸念がある。現行制度下においても、農業委員会に太陽光発電事業者からの相談が集中し、業務が圧迫されている状況にある。 3. 国による標準化・支援ツールの整備 こうした負担を軽減するため、国が全国共通の標準様式を整備するとともに、市町村の確認を支援するチェックリストやデータ集計機能・相談窓口・研修機会を提供すべきである。また、日射量・遮光率関係については、記載要領に設備類型ごとの計算例（数値例・図示）を付し、市町村向けに確認の着眼点を示した実務資料を整備すべきである。	市町村による基本計画の作成は任意であるが、ご意見を踏まえ、基本計画の雛形の作成や説明会の開催等により、基本計画の作成を支援してまいりたい。 また、ご意見の通り、標準様式の整備や確認の着眼点を示したチェックリストの作成等により、事務負担の軽減を図りたい。
	未策定自治体向けセーフガード規定の創設（同旨2件） 1. 基本計画未策定による参入障壁の問題 営農型太陽光発電の新規導入において市町村の基本計画策定を必須とすることは、未策定自治体における参入障壁を著しく高める。また、基本計画策定が任意である以上、自治体の非協力姿勢やリソース不足により、営農型太陽光発電の事業化が完全に不可能となるおそれがある。 2. 求める対応 基本計画未策定状態での申請に対応するため、事業者提案による準計画制度（仮称）を設計すべきである。具体的には、事業者からの申請書類が事実上の基本計画素案として機能し、知事・市町村長が一定期間内に準計画を策定する構造を、農地法施行規則改正の経過措置として設けることを求める。また、基本計画が未策定の市町村において、事業者が都道府県又は国へ協議・申請できるセーフガード規定を、農山漁村再生可能エネルギー法施行規則に明文で設けるべきである。	今回の制度改正においては、地域との共生が図られる望ましい営農型太陽光発電の導入を図るため、新規導入においては市町村における基本計画の策定を前提としているところ。 基本計画の策定に向け、基本計画の雛形の作成や説明会の開催等により支援を行うとともに、農山漁村再生可能エネルギー法においては、事業者から基本計画の作成を提案することも可能となっているところであり、望ましい取組の導入が図られるよう、適切に制度を運用してまいりたい。

	4 設備整備計画の認定に関すること	
	第三者機関への積立て等確実な撤去（同旨23件） 1. 誓約書のみでは実効性が不十分であるとの認識 撤去・原状回復費用の確保に関して、誓約書の義務化自体は評価できるものの、そのみでは実効性が不十分である。 最も重要な懸念は、事業者の倒産・破綻・撤退・逃亡、事業譲渡、自然災害等が発生した場合に、撤去費用が確保されず、設備の放置・不法投棄・土壌汚染（鉛・カドミウム等の有害物質流出）といったリスクが地域住民・土地所有者・自治体・国民に転嫁されるという構造的問題である。書類や誓約をいかに厳格化しても、こうしたリスクを完全に排除することはできない。 将来の撤去・原状回復費用が自治体や国民に転嫁されることのないよう、事業開始前からの確実な資金確保と、倒産・災害等のあらゆる事態を想定した制度設計の構築が求められる。 2. 事業開始前における撤去費用の確実な確保 資金確保の確実化については、誓約書に加えて、積立・供託（デポジット制の厳格化）・信託・民間保証・保険・第三者管理等の手段により、事業開始前に撤去費用を確実に確保することを義務付けるべきである。 あわせて、FIT/FIP制度における積立て状況の確認や、撤去費用の見積書・預金残高証明書等の関連書類の提出を省令で明確に規定することが求められる。 3. 撤去費用の性質を踏まえた確保（有害物質・産業廃棄物） 営農型太陽光発電設備の撤去費用については、有害物質が含まれる可能性や産業廃棄物としての処分を考慮し、「撤去・処分費用」の確実な確保を明確に規定し、確認を行うべきである。 4. 資金確保状況の定期的な確認 設備の撤去費用の確保について、誓約書だけでなく積立・信託・保証・保険等の確実な方法を示し、認定時だけでなく毎年の実施状況報告時や事業譲渡時など、定期的な確認を徹底すべきである。 5. 事業譲渡時における義務の確実な承継 事業譲渡等が行われた場合においても、撤去・原状回復義務が新たな事業者へ確実に承継される仕組みの整備が必要である。 6. 撤退・倒産・破産時における費用転嫁の防止 発電事業者の撤退・倒産・破産時において、撤去費用や原状回復費用が土地所有者や営農者に転嫁されないことを制度上明確にする必要がある。 事業者が倒産・破産し設備を適格な第三者に委譲できない場合に備え、撤去費用を連帯して負担する個人の設定を義務付け、その情報を申請書に記載させるべきである。また、災害時における設備の放置リスクや管理不足に起因する諸リスクについても、制度的な対応が求められる。	撤去費用の積立・供託等を課すことについては、財産権への配慮の観点から慎重な検討を要するものの、事業が中止となった場合には確実に撤去されるよう、撤去費用の見積りや資力の確認書類、事業者が変更された場合の届出等を確認することについて、運用を徹底し、リスクを最大限排除したい。
	2 単収要件未達時の即時許可取消・撤去命令（同旨3件） 営農が計画通りに行われない場合や実際の収量が基準を下回った場合に備え、誰が・どのような頻度で・どのような方法で確認するかを明確化した確認体制を構築する必要がある。また、基準未達や営農実績が著しく不良な場合の措置については、単なる指導に留まらず、認定の取消し・設備稼働停止・設備撤去・農地の原状回復までを確実に実施できる厳格なペナルティ規定を設けるべきである。	ご意見を踏まえ、毎年の実績報告等を基に、収量が基準を下回った場合の指導等の対応や、その後の認定の取消し等の手続の流れ等については明確化し、制度の実効性を確保してまいりたい。
	3 計画と実態の乖離時の段階的対応フロー（同旨7件） 毎年の報告において作付面積・収穫量・販売実績・農作業実施状況等を厳格に確認し、計画と実態に著しい乖離がある場合には改善命令や認定の取消し等につながる実効性のある制度とすることで、太陽光発電を目的とした形式的な営農を防止すべきである。 報告制度の整備にあたっては、標準様式・報告対象期間・複数年にわたる作物の報告方法を明確に定めるとともに、単収の確認が設備下部の農地における収量によるべきか経営体全体の収量によるべきかを明確化する必要がある。また、報告不備や計画未達の場合の法的効果を明確にし、状況確認・改善指導・認定の取消し・原状回復命令に至る是正プロセスの標準フローをガイドラインで段階的に示すべきである。あわせて、事業者・営農者の事務負担を軽減するため、Webフォームや統一チェックシート形式での提出を可能とすることが求められる。	単収の根拠となる資料については、地域の統計や既存の栽培実績に限らず、公的機関による実証データ等を用いることもありうると考えているが、地域で作付の前例が無い作物等については、まずは慣行栽培等により当該地域で栽培可能かを検証することが必要と考えている。 また、可動式太陽光発電設備の場合、シミュレーション等により遮光率ではなく生育期間中の日射量の減少量等を算定したものを提出いただくことを想定しており、詳細は今後執務参考資料により明確化してまいりたい。
	4 行政による原状回復完了確認の仕組み（同旨4件） 設備・支柱・基礎・配線等の残置物がなく、農地として再び適切に利用できる状態まで回復させることを、事業者の責任として明確化すべきである。設備や構造物の残置、農地利用不能化を防ぐため、原状回復の完了を行政が確認する仕組みを設けるべきである。	ご意見の通り、認定の取消しとなった場合には支柱を含む設備が適切に撤去され、原状回復されるよう、適切に制度を運用してまいりたい。
	5 登記事項証明書等の添付書類への明記（同旨3件） 添付書類については、土地の登記事項証明書・位置図・周辺農地に対する被害防除措置に関する書類を明確に追加するとともに、可動式設備の適合性証明にあたってはシステム構成・運転位置・各モードでの通路高さ・機械計画・日射計算といった具体的な項目を含めることが求められる。	ご意見を踏まえ、登記事項証明書等を含む添付書類の一覧や、可動式設備の認定に関する運用等を明確化し、適切に制度を運用してまいりたい。
	設備識別情報の管理（同旨3件） 1. 設備変更時における識別情報の更新と保存 パネルの交換、型式変更、事業承継等により、設備識別情報や外部登録情報との対応関係が変わる場合がある。これらについて、変更認定や届出の対象範囲と情報更新方法を明確にするとともに、設備設置期間から撤去・原状回復完了までの間、これらの情報を確実に保存する仕組みを構築すべきである。 2. 太陽光パネルの識別情報の明確化とアクセス確保 火災、自然災害、飛散・破砕等の事故時には、破損した太陽光パネルの製品情報を特定し、農地・農業用水・農作物への影響検査の要否や対象を判断する必要がある。このため、設置後にパネルを製品単位で識別できる情報（製造者、型式、設置枚数、設置位置）を明確化するとともに、既存の型式別製品情報や有害物質情報へのアクセス方法（識別番号、参照先）を、申請・管理プロセスにおいて確保すべきである。その背景には、災害発生時に太陽光発電設備の破損により有害物質が流出するリスクがある。 3. 申請時における情報確保 設備整備計画を農地の一時転用許可へ接続する以上、事故後の対応に必要な最低限の設備識別情報と費用確保についても、申請時の形式的な記載にとどめるべきではない。設備撤去及び農地の原状回復まで追跡可能な状態とするよう、申請様式や記載要領を改善すべきである。	ご意見を踏まえ、設備の製品情報等については、毎年の実績報告を通じて把握するとともに、撤去の際には確実に原状回復が行われるよう、制度の実効性を確保してまいりたい。
	申請等手続の簡易化（同旨12件） 1. 国による標準審査ツールの提示と市町村への支援 市町村の営農計画審査における負担軽減と、自治体間の判断の不均衡・審査遅延を防ぐため、国が「標準審査チェックシート」を提示し、確認の着眼点を示すべきである。市町村は専門的な評価を検証する体制が十分でない場合が多く、算定方法が不明確だと形式的な受理にとどまるか、過度に慎重な運用に傾く可能性があるため、迅速かつ公平な審査を実現するための支援が必要である。 あわせて、営農計画書や報告で求められる情報と、農地転用及び設備の適否との関連性を明確化するとともに、申請様式に専門家への事前相談の有無を記載する欄を設けるべきである。 2. 申請・報告手続のデジタル化 7 認定申請書・実施状況報告・変更認定申請のいずれについても、事業者と自治体双方の負担軽減と行政効率の向上のため、電子申請・Web入力システムの導入によるデジタル化を徹底すべきである。 3. 報告・更新・変更手続の簡素化 実施状況報告においては、前年度から変更のない項目について記載の省略を認めるべきである。認定期間満了に伴う再認定についても、設備や営農内容に変更のない案件は簡易な手続（届出等）によることができる仕組みをあらかじめ制度に組み込むべきである。 営農者の代替わり承継・販売先の変更・作付品種の微修正・設備の軽微な補修等の軽微な変更についても、全体計画の再認定ではなく簡素な変更届出で対応可能とし、変更のない事項や添付書類は省略できる扱いを徹底すべきである。真面目に営農と報告を継続している案件については、更新時の手続をさらに大幅に簡素化することが求められる。	ご意見を踏まえ、可能な限り手続の合理化を図りつつ、執務参考資料により運用を明確化することで、事業者・農業者及び市町村に必要以上の事務負担を生じることが無いよう適切に制度を運用してまいりたい。
	8 品質データの明記（条文中の「品質」文言消失への指摘） 設備整備計画認定申請における「生産量等に関するデータ」に、農作物の品質に関するデータが含まれることを明記することを求める。	今回の制度改正においては、認定基準として設備等の具体的な数値指標を設けることで農業との両立が図られる取組へと適正化を図るものであるため、品質に関するデータについては一律に必須としているものではないところ。また、販売等が適正に行われているかを確認することで、市場価値が認められない品質の作物が栽培されている場合等は適切に指導等が行われるよう、制度の実効性を確保してまいりたい。
	9 営業秘密の適切な非公開管理（同旨2件） 申請書類に含まれる農産物の販売先・契約単価・詳細な収支見込み等の営業秘密については、行政情報公開における非開示情報としての保護基準及び庁内での管理体制を明確化し、適切に非公開管理すべきである。	ご意見の通り、適切に情報を管理したい。

10	申請様式の改善提案（収支の区分明記）（同旨4件） 収支見込みの様式においては、発電収入と農業生産活動に係る収支を明確に区分・明記することで、農業単体での継続性を容易に確認できるようにし、制度目的の形骸化を防止すべきである。 可動式太陽光発電設備（トラッカー等）の適合性評価については、現行様式では検証に必要な情報が不足しているため、システム構成・運転位置・各モードでの通路高さ・機械計画・日射計算といった具体的な項目を含む任意の添付資料による証明を様式上で明示的に許容し、審査の検証可能性を向上させるべきである。また、使用予定の農業機械の種類（地上走行機械か、ドローン等の飛行・自動走行機械か）及びその利用に必要な空間（飛行に必要な垂直方向の空間・飛行経路等）の記載欄を設けるべきである。	ご意見を踏まえ、審査上のポイントや実績報告で確認すべき点等について明確化した執務参考資料を示したい。
11	事故時の補償や災害リスクへの対応（同旨13件） 1. 災害時の安全リスクへの懸念と対応 日本は自然災害の多い国であり、台風や地震等の災害時に太陽光発電設備が破損・倒壊・流出した場合、感電やパネル・架台の飛散による二次被害のリスクが高い。また、周辺住民・農業従事者への危険、農地・農業用水路への影響、大量の廃棄物発生、防犯上の問題など、多岐にわたるリスクが生じるおそれがある。特に、簡易な設置方法が採用される営農型太陽光発電設備は地盤の弱い農地に設置されることも多く、風によるパネル飛散等の重大事故が発生した場合の補償や対応策が不十分であることも懸念される。 こうしたリスクに対応するため、災害時の安全確保・緊急停止・立入禁止措置・撤去・処分までを含む具体的な安全計画の事前提出を設置認可の条件として義務付けるとともに、金銭では償いきれないような重大事故が発生した場合に備えた補償制度の整備を求める。 2. 災害時・破損時の環境汚染リスクへの対応 太陽光パネルに含まれる鉛等の有害物質により、災害時に設備が破損した場合、土壌や地下水への深刻な影響が懸念される。太陽光パネルの破損による有害物質の漏洩・汚染は現に問題として表出しており、書類や誓約の厳格化のみでは対応として不十分である。一度汚染が生じた場合の回復困難性も深刻な懸念事項である。 このため、定期的な土壌・水質検査の義務化と、有害物質を含まない安全性が証明されたパネルの使用を法的に義務付けるべきである。 3. 環境・景観・生態系・住民生活への影響防止 太陽光発電設備の設置は、環境・景観・生態系・住民生活に対して深刻な悪影響を及ぼすおそれがあり、強い懸念がある。 特に、住宅地に近接する農地や水源涵養機能を持つ水田への設備設置は、生態系や河川環境に計り知れない悪影響を及ぼす可能性がある。また、太陽光パネルの破損による鉛等の有害物質の土壌・地下水への流出は、生態系の減少や種の絶滅につながるリスクがあり、厳に避けなければならない。さらに、設備の設置による地域景観の破壊や、住民・動植物への悪影響も見逃ごすことのできない問題である。 設備の設置にあたっては、こうした環境破壊・景観破壊・生態系への悪影響といったリスクを十分に評価・検討したうえで、設置場所・設置方法・管理方法に関する厳格な基準を設けるとともに、地域住民や生態系への影響を最小化するための実効性ある対策を講じることを強く求める。	ご意見を踏まえ、執務参考資料により速やかに手続フロー等の明確化を図りたい。
12	厳格な認定基準の要求（安全性・廃棄物処理の責任）（同旨4件） 1. 認定要件・添付書類の厳格化への評価 「偽装営農」や無責任な発電事業者を排除するため、単収見込みの根拠書類や撤去費用・実施状況報告の誓約書の添付義務化、及び詳細な計画内容の提出義務化といった認定要件・添付書類の厳格化は高く評価する。あわせて、形式的な書類審査にとどまらない実効性のある運用を求める。 2. 書類・誓約・報告制度の限界 一方で、書類提出・誓約・報告制度を強化したとしても、農地への太陽光発電設備設置に伴う長期的な環境リスクや、事業者の経営破綻・撤退、災害等による設備の破損・放置といったリスクを完全に排除することはできないという課題認識がある。 3. 審査における確認事項の充実 設備整備計画の認定にあたっては、食料生産への影響・農地機能の維持・災害時の安全性・設備撤去及び廃棄物処理の責任・事業終了後の原状回復・事業者の透明性・地域住民及び周辺農地への影響といった点を厳格に審査するよう求める。	ご意見を踏まえ、国においても指導等が必要と認められる取組については市町村に通知を行うことや一定規模以上の取組については現地調査に同行することなどにより、適切に制度を運用し、制度の前提である適切な営農を担保してまいりたい。
13	保険未加入・合意不十分な事業への不認定の徹底 営農計画書における地域との協議状況や損害補償保険の加入状況等の記載義務化に賛同し、特に土砂災害等のリスクが懸念される地域においては、保険未加入や地域住民との合意形成が不十分な事業計画に対する設備整備計画の不認定運用を徹底するよう、国から市町村への明確な通知を求める。	ご意見を踏まえ、営農計画書の記載内容や地域との合意形成の進め方等について明確化を図り、制度の実効性を確保してまいりたい。